

**改正**

平成28年8月10日要綱第98号

平成29年4月1日要綱第38号

令和2年4月1日要綱第7号

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

(設置)

**第1条** 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(委員)

**第3条** 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(会長)

**第4条** 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(任期)

**第5条** 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(運営)

**第6条** 区民会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の

意見を聴くことができる。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(庶務)

**第7条** 区民会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

**付 則**

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

**付 則** (平成28年8月10日要綱第98号)

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

**付 則** (平成29年4月1日要綱第38号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**付 則** (令和2年4月1日要綱第7号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。